

政務調査費マニュアル（案）

平成 21 年 1 1 月

三 豊 市 議 会

I 政務調査費の概要

1 政務調査費とは

政務調査費は、地方分権の進展により地方公共団体の自己決定権・自己責任が拡大するなかで、地方議会が住民の負託に応え、より積極的・効果的な議会活動を行うことが求められてきていることなどを背景に、地方自治法の一部改正（平成12年5月）がなされ、条例により、地方議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として議員に交付されるものである。

よって、三豊市議会政務調査費は、地方自治法第100条第14項・15項及び三豊市議会政務調査費の交付に関する条例の規定に基づき、三豊市議会議員の市政に関する調査研究に資するため必要な経費の一部として議員に交付されるものである。

議員は、交付された政務調査費を規則に定める使途基準により使用するものであり、市政に関する調査研究に必要な経費以外のものに充ててはならない。

○政務調査費の支出根拠となる法律、条例等

- ・地方自治法第100条第14項・15項
- ・三豊市議会政務調査費の交付に関する条例
- ・三豊市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則

2 政務調査費による調査研究活動と議員活動との区分

基本的な考え方

政務調査費による調査研究活動と選挙活動や政党活動等の議員活動は、理論的には区別できるとされている。しかし、理論上これらの活動が区別できると解されても、実務上は区別することが困難である場合が多く問題が生じる。さらに、政務調査費に関する条例や規則において、これらの場合にどのような対処をすべきかについての規定もない。

それゆえ、政務調査費による活動とそれ以外の活動が合理的に区分できる場合は区分し、合理的な区分が困難な場合は、条理上それぞれの活動の実態に即した按分率により支出費用を決定するものとする。

II 政務調査費の使途基準

1 政務調査費の使途基準（別表 施行規則第5条関係）

科 目	費 用
1 研究研修費 議員が研究会若しくは研修会を開催するために要する経費又は議員以外の者が開催する研究会若しくは研修会に議員が参加するために要する経費をいう。	(1) 会場借上げ料 (2) 講師謝金 (3) 出席者負担金 (4) 会費 (5) 交通費 (6) 宿泊費 (7) 前各号に掲げるもののほか、左欄の目的を達成するために必要な費用
2 調査旅費 議員が調査研究のために行う先進地調査又は現地調査に要する経費をいう。	(1) 交通費 (2) 宿泊費 (3) 前2号に掲げるもののほか、左欄の調査の実施のために必要な費用
3 資料作成費 議員が行う調査研究の活動のために必要な資料の作成に要する経費をいう。	(1) 印刷製本費 (2) 委託料 (3) 事務用品購入費 (4) 事務機器賃借料 (5) 前各号に掲げるもののほか、左欄の資料の作成のために必要な費用
4 資料購入費 議員が行う調査研究の活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費をいう。	(1) 図書購入費 (2) 資料等購入費 (3) 前2号に掲げるもののほか、左欄の図書、資料等の購入のために必要な費用
5 広報費 議員がその調査研究の活動若しくは市の政策について市民に報告し、又は周知するために要する経費をいう。	(1) 広報紙等印刷費 (2) 広報紙等送料 (3) 会場借上げ料 (4) 湯茶代 (5) 前各号に掲げるもののほか、左欄の目的を達成するために必要な費用

<p>6 広聴費</p> <p>議員が市政に関し市民からの要望又は意見を聴くための会議、会合等に要する経費をいう。</p>	<p>(1)会場借上げ料</p> <p>(2)印刷費</p> <p>(3)湯茶代</p> <p>(4)前3号に掲げるもののほか、左欄の会議、会合等の実施のために必要な費用</p>
<p>7 人件費</p> <p>議員が行う調査研究の活動を補助する者を雇用するために要する経費をいう。</p>	<p>(1)給料</p> <p>(2)賃金</p> <p>(3)労働保険等保険料</p> <p>(4)前3号に掲げるもののほか、左欄の目的を達成するために必要な費用</p>
<p>8 事務所費</p> <p>議員が行う調査研究の活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費をいう。</p>	<p>(1)賃借料</p> <p>(2)維持管理費</p> <p>(3)備品購入費</p> <p>(4)事務用品購入費</p> <p>(5)事務機器賃借料</p> <p>(6)前各号に掲げるもののほか、左欄の事務所の設置及び管理のために必要な費用</p>
<p>9 その他の経費</p> <p>前各科目に掲げる経費以外の経費であって、議員が行う調査研究の活動に要するものをいう。</p>	<p>左欄の活動に要する費用</p>

2 実費弁償の原則

調査研究活動は議員の自発的な意思に基づき行われるものであることから、政務調査費は、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提とした上で、調査研究に要した費用の実費に充当（実費弁償）することを原則とする。

ただし、調査研究のために自家用車を使用した場合の交通費（燃料代）及び宿泊した際の食卓料については、実費の把握が困難であることから、一定の基準（定額）で充当するものとする。

3 政務調査費の充当が不相当である主な経費（参考事例）

調査研究活動以外の活動に要する経費は、政務調査費から支出することはできない。なお、政務調査費から支出できない経費の具体例は次のとおりである。

（使途基準の基本的な考え方）

（1）政党活動経費

- ① 政党活動、県連活動に要する経費
- ② 党費、党大会賛助金、党大会参加費、党大会参加のための旅費等
- ③ 政党組織の事務所の設置及び維持に要する経費（人件費を含む）

（2）選挙関係費

- ① 選挙運動及び選挙活動に関する経費
- ② 各種団体への支援依頼活動、選挙ビラ作成等に要する経費

（3）後援会活動経費

- ① 後援会活動に要する経費
- ② 後援会の広報誌・パンフレット・ビラ等の印刷・発送に要する経費
- ③ 後援会事務所の設置・維持経費（人件費含む）

（4）その他の経費

- ① 交際費的な経費
- ② 餞別、慶弔、寸志、病氣見舞い、電報、年賀状の購入・印刷代、名刺印刷代等
- ③ レクリエーション大会・各種団体親睦会等に参加する経費
- ④ 飲食費

（5）調査活動に直接必要としない物品等の購入

4 科目別充当指針

【研究研修費】

<p>内 容</p>	<p>議員が研究会若しくは研修会を開催するために要する経費 又は議員以外の者が開催する研究会若しくは研修会に議員が参加するために要する経費</p>
<p>交付対象となる 具体例</p>	<p>○研究会・研修会開催に伴う経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会場借上げ料 ・講師謝金
<p>支出基準・ 申し合わせ等</p>	<p>○研究会・研修会参加に伴う経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出席者負担金 ・会費 ・交通費 ・宿泊費 <p>・上記に掲げるもののほか、研究研修費の目的を達成するために必要な費用</p> <p>○交通費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通費は、市旅費条例に基づき算定した額と、実費を比較し、どちらか少ない方とする。 ・会場までの行程上やむを得ない場合は、タクシー等の利用を認める。 <p>○宿泊費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市旅費条例の定額（県外 12,000 円）と、実費を比較し、どちらか少ない方とする。 <p>○研修会等に参加した場合は「視察研修・研修会等報告書」（参考様式）を作成し、議長に提出する。 ※「研究研修・事例調査活動記録」（参考様式）を作成する。</p>
<p>交付対象となら ない具体例 ※当該趣旨に 反するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆○○○を励ます会等パーティー参加費 ◆党大会参加費、カンパ・賛助会費 ◆各種団体（政党を含む）運営費 例：国際交流協会会費、観光協会会費等 ◆レセプション等懇親会会費 ◆地域団体等懇親会出席時会費 ◆研修会参加時飲食代 ◆一般教養講習会参加費 例：IT講習会

【調査旅費】

<p>内 容</p>	<p>議員が調査研究のために行う先進地調査又は現地調査に要する経費 (交通費・宿泊費等)</p>
<p>交付対象となる 具体例</p>	<p>○先進地調査、現地調査に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通費 (車使用の場合：燃料費、有料道路代金、視察先の駐車料金) ・ 宿泊費 ・ 視察先への土産代 ・ 視察施設入館料 ・ 上記に掲げるもののほか、調査の実施のために必要な費用
<p>支出基準・ 申し合わせ等</p>	<p>○交通費・宿泊費の支出基準は研究研修費に同じとする。</p> <p>○経済性・効率性を考慮し、自家用車による市内及び近隣市の調査について燃料費の支出を認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料費の算出 走行目的や走行距離などを記録しておく。 (走行距離×37円/km) 記録していない場合は、1,500円/月とする。 <p>○会場までの行程上やむを得ない場合は、タクシー等の利用を認める。</p> <p>○有料道路を利用した場合は、視察先・視察目的を記入の上計上することができる。</p> <p>○視察先の土産代は、1件3千円以内とする。</p> <p>○視察を行った場合は「研究研修・事例調査活動記録」(参考様式)を作成する。</p>
<p>交付対象となら ない具体例 ※当該趣旨に 反するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆先進地の位置づけに明確さを欠く視察経費 ◆陳情・要望にかかる経費 ◆観光を目的とする ◆視察中の飲食代 ◆視察目的外の入館料 ◆議員活動(定例会、委員会等に出席)に要するガソリン代 ◆代行タクシー代(やむなく使用した場合は、立証が必要) ◆個人の自動車の維持管理経費 例：税金、保険、車検、償却費、オイル代

【資料作成費】

内 容	議員が行う調査研究の活動のために必要な資料の作成に要する経費 (印刷製本費、委託料、事務用品購入費、事務機器賃借料等)
交付対象となる 具体例	○視察報告書作成にかかる記録写真代 ○視察報告書印刷製本代 ○調査資料のコピー代 ○資料等作成にかかる事務用品代 ○資料等作成にかかる事務機器賃借代
支出基準・ 申し合わせ等	○資料作成の用途や部数を明示する。 ○事務機器のリースは契約書の写しを添付する。また、リース料は判例の按分率を参考とし、社会通念上妥当と考えられる按分率として3分の1とする。
交付対象とならない具体例 ※当該趣旨に反するもの	◆選挙運動用の資料作成に要する費用 ◆政党活動用の資料作成に要する費用 ◆後援会活動用の資料作成に要する費用

【資料購入費】

内 容	議員が行う調査研究の活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費 (図書購入費、資料等購入費等)
交付対象となる 具体例	○書籍代 ○専門紙誌購入費 ○日刊新聞購読料
支出基準・ 申し合わせ等	○書籍名(表紙のコピーを添付)、単価を記入する。 ○政務調査に必要であるが、雑誌など市民に誤解を与えかねないものは理由が必要。 ○日刊新聞購読料は議員自宅用で購入分以外の2紙めから認める。
交付対象とならない具体例 ※当該趣旨に反するもの	◆政務調査とは関連性が薄い個人の趣味の範囲の書籍の購入費 ◆調査研究に適さない図書、雑誌等の購入費 ◆所属政党の機関紙・新聞購読料

【広報費】

内 容	議員がその調査研究の活動若しくは市の政策について市民に報告し、又は周知するために要する経費 (広報紙等印刷費、広報紙等送料、会場借上げ料、湯茶代等)
交付対象となる 具体例	○市政報告書印刷代 ○ホームページ・ブログ等作成費・管理委託料 (政務調査とそれ以外の掲載事項の割合により按分する。) ○市政報告会開催経費
支出基準・ 申し合わせ等	○報告会の案内状や広報紙・報告会資料を作成した場合は、 サンプルを提出する。 ○「市政報告会開催記録」(参考様式)を作成する。会場借 上げ料(概ね2万円が限度)の明細、領収書(会場責任者 の氏名が掲載)のコピーを添付する。 ○広報活動費(〇〇〇だより等)議員活動との区別をつける ため按分とする。按分率2分の1 ○ホームページ・ブログ等作成費・管理委託料(判例で示さ れた按分率を参考とし、社会通念上妥当と考えられる按分 率として2分の1とする。) ○湯茶代(酒類は認めない)領収書のコピーを添付する。
交付対象となら ない具体例 ※当該趣旨に 反するもの	◆議員個人及び政党のホームページに要する経費 ◆議員個人及び政党の活動報告書印刷代 ◆親睦・懇親会経費

【広聴費】

内 容	議員が市政に関し市民からの要望又は意見を聴くための 会議、会合等に要する経費 (会場借上げ料、印刷費、湯茶代等)
交付対象となる 具体例	○市政公聴会や意見交換会に係る会場使用料 ○資料等印刷代 ○茶菓子代
支出基準・ 申し合わせ等	○「会議。会合開催記録」(参考様式)を作成する。 ○湯茶代(酒類は認めない)領収書のコピーを添付する。
交付対象とならない具体例 ※当該趣旨に反するもの	◆親睦・懇親会経費

【人件費】

交付対象となる 具体例	○議員が行う調査研究活動を補助する者を雇用するために要する経費（活動記録の整理・調査事務の補助が該当）
支出基準・ 申し合わせ等	○業務内容が明確なものに限る。 ○人件費は事務量や社会通念上のパート賃金を勘案し積算する。 ○議員の家族や親族の雇用者は認めない。 ○常時雇用は認めない。 ○関係法令に照らし、適正に雇用する。（税等の申告は被雇用者が行う。）※「政務調査業務勤務実績表・領収書」（参考様式）を作成する。
交付対象とならない具体例 ※当該趣旨に反するもの	◆秘書的な経費 ◆市政報告会の会場設営にかかる賃金

【事務所費】

内 容	議員が行う調査研究の活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費（賃借料、維持管理費、備品購入費、事務用品購入費、事務機器賃借料等）
交付対象となる 具体例	○賃借料（事務所の賃借料） ○維持管理費（事務所の管理費） ○備品購入費（パソコン、プリンター等） ○事務機器賃借料（リース料）
支出基準・ 申し合わせ等	○賃借料（賃貸借契約を締結し、コピーを添付する。政務調査活動以外の一般の議員活動にも使用している事務所については、判例で示された按分率を参考とし、社会通念上妥当と認められる按分率として <u>3分1</u> とする。） ○維持管理費（判例の按分率を参考とし、社会通念上妥当と考えられる按分率として <u>9分1</u> とする。） ○事務機器（リース契約を締結し、コピーを添付する。また、リース料は判例の按分率を参考とし、社会通念上妥当と考えられる按分率として <u>3分の1</u> とする。） ○備品購入費（ <u>3万円までとする。</u> ） ※備品で、資産価値の高いものは、所有権が生じないリースにより処理することが適当である。 ○ケーブルテレビ受信料は認めない。
交付対象とならない具体例 ※当該趣旨に反するもの	◆議員自身が所有する建物の賃貸借

その他の経費

【食糧費】

政務調査費より支出した食糧費が、いかなる形で調査研究に資するものであったかと裁判において立証することが極めて困難であり、実際に H16. 4. 13 東京地裁のとおり、裁判で食糧費が認められる可能性は低いといえる。

さらに、公職選挙法の制限から、選挙区内の者へ議員が主催する研修会等及びそれに伴う懇親会での飲食の提供は、公職選挙法違反になる恐れがある点にも留意を要する。

【名刺代】

議員が政務調査活動により報告に行った相手方に名刺を配布するためとして、名刺代を政務調査費から支出することは、H19. 4. 26 仙台高裁のとおり、名刺代は政務調査活動というよりは、一般の議員活動としての範疇にとどまるものであると考えられるから、その費用を政務調査費より支出することはできないと解されている。

【携帯電話代】

議員が政務調査活動に資するためとして、携帯電話代を政務調査費から支出することができるかどうかについては、判例は大きく2つに分かれる。

携帯電話代を一切認められないとする H19. 4. 26 仙台高裁及び H19. 12. 20 仙台高裁、携帯電話代金のうちの9分の1を政務調査費より支出することは認めるとする H19. 12. 26 大阪高裁である。

以上、2つの判例から、携帯電話代を政務調査費より支出するには、携帯電話の使用明細書等により、使用日時と使用目的等を明確に立証する等が必要である。

その他経費の申し合わせ事項

- 名刺代：認めない。
- 携帯電話代：判例の按分率を参考とし、社会通念上妥当と考えられる按分率として5分の1とする。
- 固定電話代：認めない。
- インターネット代：判例の按分率を参考とし、社会通念上妥当と考えられる按分率として4分の1とする。
- 一定の金額（3万円程度）を超えるもの及び政務調査費としての支出の適合性の判断については、事前に稟議（議長）を行う。
- 県外の公的機関への視察を行う際は、議長名で依頼する。